

別表六の二（十六） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の14の3第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第68条の14の3第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り、）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「差引改定取得価額¹⁰」は、特定事業用機械等（措

置法第68条の14の3第1項に規定する特定事業用機械等をいいます。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円（当該特定事業用機械等が平成31年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をされたものである場合には、100億円）を超える場合には、

$$\text{「差引改定取得価額」} = (80\text{億円又は}100\text{億円}) \times \frac{(8)-(9)}{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}} \quad 10$$

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

4 「機械設備等の概要」には、3の場合の記載に加えて、機械設備等が特定事業用機械等に該当することの詳細を記載します。